

議 第 9 0 号

ふるさと体験村設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

本市ふるさと体験村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）9 月 7 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市ふるさと体験村設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

新潟県柏崎市ふるさと体験村設置及び管理に関する条例（平成 1 7
年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

23,000円から43,000 円まで
2,500円から4,700円ま で
15,000円から29,000 円まで
2,500円から4,700円ま で

」を

「

45,000円から68,000 円まで
4,800円から7,300円ま で
31,000円から46,000 円まで
4,800円から7,300円ま で

」に改

める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市ふるさと体験村設置及び管理に関する条例（平成１７年２月２４日条例第２９号）

改正後					改正前				
別表第２（第12条関係）					別表第２（第12条関係）				
施設等の名称	区分	単位	利用料金の範囲		施設等の名称	区分	単位	利用料金の範囲	
(略)					(略)				
荻ノ島村かやぶきの家	宿泊（荻の家）	1棟（9人定員）	45,000円から68,000円まで		荻ノ島村かやぶきの家	宿泊（荻の家）	1棟（9人定員）	23,000円から43,000円まで	
	日帰り（荻の家）	1時間当たり	4,800円から7,300円まで			日帰り（荻の家）	1時間当たり	2,500円から4,700円まで	
	宿泊（島の家）	1棟（6人定員）	31,000円から46,000円まで			宿泊（島の家）	1棟（6人定員）	15,000円から29,000円まで	
	日帰り（島の家）	1時間当たり	4,800円から7,300円まで			日帰り（島の家）	1時間当たり	2,500円から4,700円まで	
備考（略）					備考（略）				